

第866回

宿毛市農業委員会会議

1. 日時 令和5年9月5日(火曜日)午後1時30分

2. 場所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者(15名)

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
4番 山本 欣史	5番 岩本 誠司	6番 井垣 水里
7番 澤田 誠規	9番 小島 久司	10番 寺田 巧
11番 羽賀 大透		

2番 保田 稔	4番 堀内 愛貴	5番 赤星 文香
6番 山本 大	7番 浦田 久永	

4. 欠席者(3名)

8番 西山 成彦

1番 松本 功 3番 川島 照久

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局 主任 柴岡 恵美

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 農地法第5条許可申請審査について

○議 長 みなさん、こんにちは。9月に入りました。天気の不安定な日が続いておりますが、天候も暑い日が続きますので体調管理には十分気を付けて、農作業の方をお願いしたいと思います。今日はちょっと欠席者が多いですけど、会の方を進めさせていただきたいと思います。

○議 長 これより、第866回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員は、
7番 澤田 誠規 委員、9番 小島 久司 委員にお願いします。
(なお、8番 西山 成彦 委員、1番 松本 功 委員、
3番 川島 照久 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号11番。場所は2ページに位置図をつけております。
大字山奈町山田。観音寺橋をわたり、天神集会所までの間にある農地のうちの4筆です。
申請場所の農地には農業用倉庫が建っており、譲渡人の夫と譲受人3名の4名で利用していました。地主であった譲渡人の夫が亡くなり、譲渡人には農業後継者もなく離農を余儀なくされ、農機具も全部売却し倉庫も必要でなくなったことから解体か売却するかを話し合い、その結果、地主以外の3名が共有財産として買い取ることになりました。このたび相続手続きが終了し所有権移転を行い、継続して倉庫として使用していくとのことです。
本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。
全部事項証明書は添付されておりますが、農地の上に農業用倉庫を建て倉庫として利用していることから、耕作計画書は添付不要としております。
その他農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号12番。場所は3ページに位置図を付けております。

大字橋上。神有多目的集会施設の向かいにある道路を350mほど入ったところにある農地の1筆です。

7月の定例会にて3条の許可申請(同じ神有で本申請地に行く手前の土地)

の提出があり許可されております。売買で取得後は酢蜜柑を耕作するとの計画が出されています

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されています。

なお、譲受人は7月の3条申請で農地を取得していますが、380㎡で、今回所有権移転する農地の面積も889㎡で、30a（3反）以下ですが、令和5年4月1日より農地法3条第2項第5号が廃止され、下限面積が撤廃されておりますので、申し添えます。

その他農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 続きまして、受付番号11番について、山田地区担当の山本委員より説明をお願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに11番朗読】

昨日、西山委員より必要事項について確認をいただいております。みなさんよろしく申し上げますということでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 続きまして、受付番号12番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに12番朗読】

現地に行って見せてもらい、そして●●さん（譲受人）に会って確認し、譲渡人の●●さんには電話で確認を行い、間違いないということで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○稲田委員 番号11のイノヲヤシキの件ですが、譲受人が3名おまして、それぞれ1/3ということですが、この土地の、まあこの段階での、自分がこの辺りであると、この3名の方は大体わかっちゃうがですかね。

○山本委員 ちょっと、あのはっきりとした年数は記憶しておりませんが、30年

近くになると思いますが、共同でい草の乾燥場を補助金をいただいて、4名が建てておりました、その土地については、この今日ここに出ております●●さん（譲渡人）の所有地に4名が建てておったということでございまして。最近●●さん（譲渡人）の旦那さんが亡くなったということで、残りの倉庫の所有者3名が同じように1/3ずつ3人で売買したということだと思います。

○議 長 ということですが。

○稲田委員 はい。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号4番。申請場所 所在地 大字宿毛、鷺洲地区。5ページに位置図をつけております。こちら増田商事ガソリンスタンド付近、市道沿いの農地1筆になります。

転用目的としましては、転用者は申請地の隣接地で現在ガソリンスタンドを営業していますが、市内には洗車場施設が少ないことから、この度既存施設の西側に新たに洗車場の施設を新築するよう計画したものです。

建物の内容は鉄骨造り平屋建て、5台ほどの車が入るスペースと物置や

トイレを建築する予定です。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

駐車場の敷地面積は、1,379.00 m²、このうち建物建設面積は 216.00 m²となっております。資金計画としましては土地取得費が 2,086 万円、土地造成費が 200 万円、建築費が 1,000 万円。合計 3,286 万円を自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、宿毛駅から概ね 500m 以内の距離に位置し「第 2 種農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号 4 番について、鷺洲地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに 4 番朗読】

先日●●社長（譲受人）は、これ連絡先がガソリンスタンドの方になっていたんですが、連絡先を教えてもらい片島の方に連絡して、●●さん（譲渡人）は山下行政書士事務所で働いているとのことでそちらに連絡し確認とりました。駐車場を増設するというので間違いないとのこと。よろしく申し上げますとのこと。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請審査について」1 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第 2 号」1 件は、意見を附して県に

送付することに決しました。

(協議事項)

- 議長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。
- 事務局長 非農地証明についてご報告いたします。今回は2件申請がありますので、順番に説明いたします。
受付番号12番。申請場所 所在地は大字押ノ川。登記地目 田1筆です。7ページに位置図をつけております。
申請地は、平成14年頃から雑草が繁り原野になっておりましたが、令和4年10月に駐車場として整地し、現在に至っております。現況は雑種地です。本案件につきましては、議案書に同封しております【資料1】申請者から本申請につきまして顛末書が添付されておりますことを申し添えます。合わせて確認ください。この件につきましては、これまで先月の定例会等でも内容を確認した案件になっております。

続きまして、受付番号13番。申請場所 所在地は大字大島。登記地目 田2筆です。8ページに位置図をつけております。
申請地は、昭和50年頃に耕作放棄となり葎が繁り現在に至っております。現況は原野になっております。

以上、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 続きまして、受付番号12番について、押ノ川地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。
- 稲田委員 【議案書をもとに番号12番朗読】
この件については9月3日に松本委員と現地の確認をしております。中身につきましては先ほど事務局からも報告があったように、すったもんだあったものになります。仕切り直しという形で非農地証明願が提出されております。また●●(申請者)の方にも連絡し確認しまして、今回の議会に申請するという連絡をしております。農地への復帰は困難と一致しております。よろしく申し上げます。以上です。
- 議長 続きまして、受付番号13番について、大島地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに番号13番朗読】

●●さん（申請者）に連絡しました。ずっと●●（県外）の方において手入れもできないからとのこと。私の記憶にある限りでも何も作っていない状況で、耕作しても塩被ってばかりのところなので、これは特に問題ないと思います。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかにご意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。
非農地証明2件につきましては、審議の結果問題ないということで、
適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、非農地証明2件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 ①高知県に送付した結果の報告について

第865回宿毛市農業委員会会議（8月3日開催）で承認となった、農地法第5条申請（受付番号3号）押ノ川の仏具屋さんの資材置き場設置の件ですが、県に意見を付して送付しておりましたが、先月8月25日付けで転用の許可が下りましたので、ここで報告させていただきます。

②農地パトロールの結果について

先月8月3日に行われました、農地パトロールの結果については現在内容を精査しております、取りまとめが出来次第、皆さまの方にお返しする予定にしておりますので、またその時は内容の方のご確認等よろしくお

願いたします。

③公務災害補償制度保険料集金（手続き完了と領収書の送付）について
8月17日に申し込み、8月20日にお金の方の振り込みを行い手続きは完了しております。領収書は議案書送付時に同封させていただきました。

④次回会議の日程（10月5日（木））について

次回会議の日程についてお知らせします。次回は10月5日（木）午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は9月8日（金）で、議案送付は9月28日（木）の予定です。

⑤地域計画の策定に向けた取り組みについて

みなさまにどうしてもお伝えしておかないといけないことがありますので今から説明させていただきます。内容については「地域計画の策定に向けた取り組みについて」です。今日ここで委員のみなさまと情報を共有したいと思います。

資料につきましては議案と一緒に同封しておりました、カラーの冊子をご用意していただけたらと思います。申し訳ありません。

現在、宿毛市内を12の地区に分けて、人・農地プランを策定しておりますが、人・農地プランは今年の4月の法改正により新たに地域計画と名称を変更しております。地域計画では、新たに今後10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成することになっております。農業委員会では、この目標地図の原案を作成することとなっておりますので、これまで以上に地元の農業者のみなさんの意向把握を進めることが大切になります

それでは実際にどういうことをやるのかというと、具体的な取り組みについてなんですが、現在、10月の中旬、下旬以降にですね、まずは会長のお膝下であります、平田地区（戸内・黒川エリア）での座談会開催に向け、現在下準備を進めております。本日この後、定例会終了後、担当地区の委員さんにはこの座談会の開催に向け事前打合せを行う予定です。まずはこの平田地区での開催を皮切りに、事務局で想定しておりますのは、その後、芳奈地区、山田地区とまずは宿毛市東部のエリアから進めていき、令和5年度から2年間の計画で最終的には令和6年度末（令和7年3月をさしますが）までには宿毛市内すべての目標地図の素案を作成したいと計画しております。

委員のみなさまには、農家の方へのアンケート配布・回収や座談会開催に向けての事前調整など、いろいろと今後ご面倒をおかけすることとなりますが、ご理解ご協力のほどよろしく願いたします。

実際にどのような流れで進めていくかについては、繰り返しになりますが、今後手始めに行う平田地区の内容について、その都度定例会をお借りし、委員の皆さまに報告し、情報共有を図り、他地区での取り組みに繋がっていきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、地域計画の策定に向けた取り組みについての説明になります。このパンフレットを時間のある時に目を通していただけたらと思います。以上です。

○議長 事務局からの報告は以上になりますが、委員さんの方からは何かありますか。どうぞ。

○濱田委員 私の方からちょっと。農地パトロールの報告会の資料について。みなさん持っていると思います。この私が発表した上から10行目を見てもらいたい。18年の西日本豪雨で川が氾濫し11ha埋まって水路もダメになって、とありますが、11haじゃなく1.1haです。柴岡さんにもパトロールで見てもらいましたが、1.1で間違いでありますので直してください。

○事務局員 1.1ですね。直します。

○濱田委員 次に今年の4月にホース500mほど引いて、580万円程を補助を受けて470万円を3人で出してとありますが、87万円です。市の災害復興は15%ですので、訂正してください。

○事務局員 87万を3人でですね。はい、わかりました。訂正します。すみません。

○議長 ほかに何かありませんか。

○澤田委員 いいですか。この地域計画ですが、以前4年ほど前になりますか。中山間の方で調査をやったんです。10年後の予定という。それが4年したらもうぐっちゃぐっちゃになった。10年先の計画っていうのは難しいのでは。作るのはできるがやけど、きれいにないなった。そういうことです。よろしくお願いします。

○事務局長 ありがとうございます。今、澤田委員より10年の話がありました。私も10年と言ったらと思うんですが、ここに10って書いてあるので10としか言えなかったんですけど、10年のスパンは長いと。まったく

澤田委員のおっしゃったことで。他の自治体さん、もっと現実的な部分の視点として3年ということもありました。そういう部分も含めて、もっと現実的な部分ですね、見える形に持っていきたいと思っていますので、その部分は整理出来たらですね、お伺いもしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長 長 ほかにありますか。

○赤星委員 前回研修の時に地域計画のこのビデオを見たんですけど、集めることが農業委員・推進委員の役割みたいですが。声掛けするにあたってはチラシとかそういった物いると思うんですが、そういった文章とかはどうなんですか。任されるんですか。

○事務局長 はい。鑑文章等の様式や作成は事務局の方で段取りさせていただきます。委員のみなさんには、具体的には担当地区の主要な農家さんを中心にですね、その文章を持って行って説明等していただいて、回収等もいただけたらと思っています。

○山本（大）委員 今の方のついでに。その文章の配布・回収ですがね、割と農家は私も含めてですが、さっささっさ出したりしませんので、余裕を持ってですね回収できるような期間というかそれをお願いしたいと思います。

○事務局長 はい、分かりました。一応返信用封筒も同封するつもりにしておりまして、そういう形で。

○小島委員 おおかた年を取ってまかせっきりやけん。だいたい今、部落の人に、小作の人に聞いてくれって言うのが半分以上と思います。

○事務局長 極力対象の方、委員のみなさんにもあまり手間とられないような方向でもっていったらと思っています。

○小島委員 こっちが勝手に決める訳にはいかんし。田んぼは放置ながよ、今。あんたらでええようにしてくれ、何とかしてくれ。実際それが本当よ。

○澤田委員 それと利用権設定されているところはまたちょっと違うよね。

○事務局長 令和元年から2年にかけて、委員のみなさんには1回アンケートをとっていただいたものがありますので、それをベースに考えております。そこ

から4～5年経っていますので、亡くなった人、辞めちゃった人、新規で入った人はそんなにいないかもしれないですけど、そういったものをアップデート、更新してピックアップしてアンケートはとっていきたいなと思っています。当然、事前に担当地区の委員さんとやりとりする中で、対象者を絞ってですね、進めていきたいと思っていますので。またその作業を12の中から平田地区を皮切りに行っていきたい。こういった計画になっております。またその計画の進捗等状況については、この場でご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長　ほかにありませんか。

(「なし」との声あり)

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
 これで第866回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和5年9月5日

会 長

岩本 誠司

農業委員

小島 文司

農業委員

澤田 誠規